

# 施策目標個票

(国土交通省4-26)

施策目標	鉄道網を充実・活性化させる	
施策目標の概要及び達成すべき目標	鉄道網を充実・活性化させることにより、広域的な地域間の交流・連携の強化や、快適でゆとりある都市生活の実現等を図る。	
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ④進展が大きくない (判断根拠) 業績指標83については進捗が見られたが、目標達成に向けた成果を示さなかったため、「④進展が大きくない」と評価した。
	施策の分析	神奈川東部方面線(相鉄・東急直通線)開業及びそれに伴う相鉄線の運行計画変更による増があったものの、外部要因(既設線の運行計画変更)による減により、目標としていた985kmは令和4年度実績値において未達となっているところである。
	次期目標等への反映の方向性	第2次交通政策基本計画(令和3年5月28日閣議決定)では、「都市鉄道の利便性の向上を図るため、既存の都市鉄道ネットワークを有効活用しながら、大都市圏における連絡線の整備や相互直通化、鉄道駅を中心とした交通ターミナル機能の向上を図る等、都市鉄道のネットワークの拡大・機能の高度化を推進する。」こととしている。 本業績指標については、今後、同基本計画を踏まえ、あり方を検討する。

業績指標	83 東京圏の相互直通運転の路線延長(*)	初期値	実績値				評価	目標値
		R1年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度		R4年度
		975km	884km	975km	975km	937km	958km	B
	年度ごとの目標値		-	-	-	-		

施策の予算額・執行額等【参考】	区分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度要求額
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	20,769	18,948	18,618	17,024	
		補正予算(b)	3,879	4,049	2,872		
		前年度繰越等(c)	7,798	11,728	12,529		
		合計(a+b+c)	32,446	296,513	294,069	334,179	
	執行額(百万円)		20,531	20,736			
	翌年度繰越額(百万円)		11,728	12,529			
	不用額(百万円)		187,302	1,459,795			
		<4,856>	<3,931>				

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(令和5年6月26日)
-----------------	-----------------------

担当部局名	鉄道局	作成責任者名	都市鉄道政策課長(角野 浩之)	政策評価実施時期	令和5年8月
-------	-----	--------	-----------------	----------	--------

**業績指標 8 3**

東京圏の相互直通運転の路線延長(\*)

**評 価**

B	目標値：985km（令和7年度） 実績値：958km（令和4年度） 初期値：975km（令和元年度）
---	--

**(指標の定義)**

東京圏における都市鉄道のうち、複数の事業者による相互直通運転の実施区間の延長。

**(目標設定の考え方・根拠)**

東京圏における都市鉄道のネットワークが相当程度充実されている現状において、そのネットワークを有機的に活用して都市鉄道の利用者の利便を増進することの重要性が増大していることに鑑み、複数の事業者によって相互直通運転が実施されている区間の延長を指標として設定。

**(外部要因)**

事業計画、開業年度の変更

**(他の関係主体)**

鉄道事業者（事業主体）

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

交通政策基本計画（平成27年2月13日閣議決定）

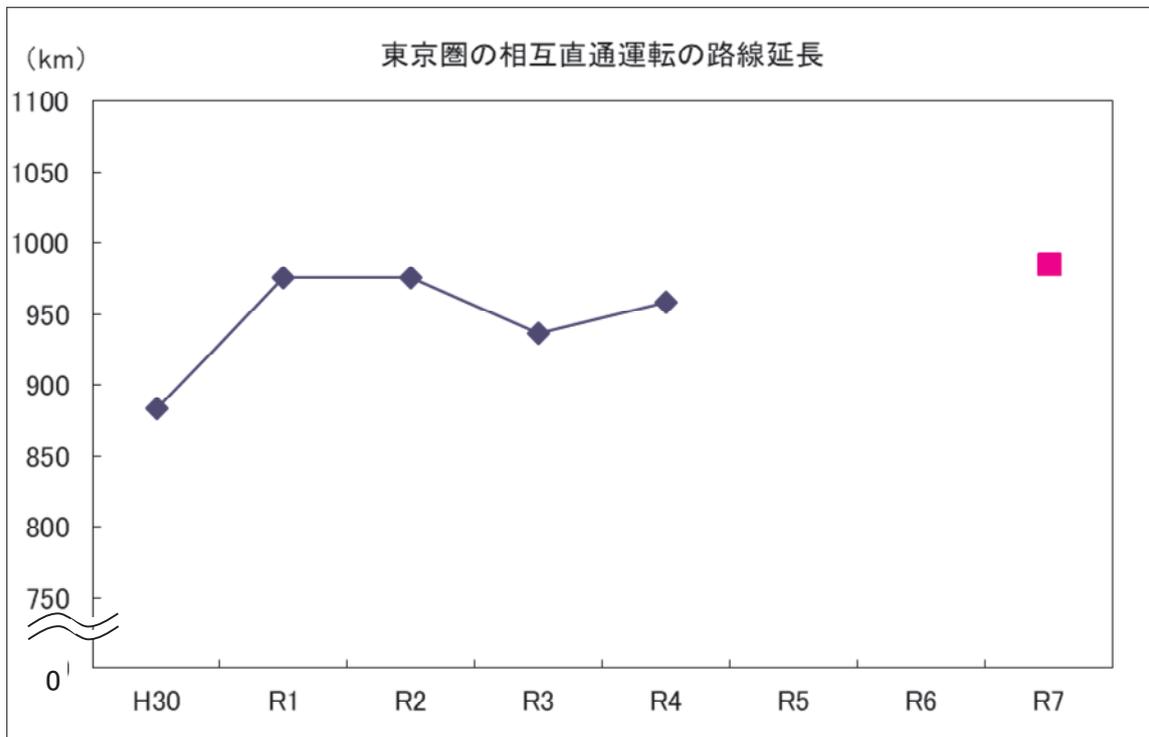
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

交通政策審議会答申第198号「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」（平成28年4月20日）

過去の実績値				(年度)
H30	R1	R2	R3	R4
884km	975km	975km	937km	958km



## 主な事務事業等の概要

- ・都市鉄道利便増進事業費補助  
都市鉄道等利便増進法に基づく速達性向上事業による連絡線の建設費等の一部（国の補助率は対象事業費の3分の1）を補助している。
- 予算額 116億円（令和3年度）  
116億円（令和4年度）

### （税制特例）

- ・都市鉄道等利便増進法に基づく都市鉄道利便増進事業により鉄道・運輸機構が整備したトンネルの特例措置  
固定資産税 非課税
- ・新規営業路線に係る鉄道施設の特例措置  
固定資産税 最初の5年間 1/3、その後5年間 2/3
- ・新設された変電所に係る償却資産の特例措置  
固定資産税 5年間 3/5
- ・低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両に係る特例措置  
固定資産税 5年間 2/3
- ・都市鉄道等利便増進法に基づく都市鉄道利便増進事業により取得した鉄道施設に係る特例措置  
固定資産税・都市計画税 5年間 2/3

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

- ・神奈川東部方面線（相鉄・東急直通線）開業及びそれに伴う相鉄線の運行計画変更による増があったものの、外部要因による減（京王線・高尾線及び小田急多摩線の運行計画変更による相互直通運転区間短縮）により、目標としていた985kmは令和4年度実績値において未達となっているところである。

#### （事務事業等の実施状況）

- ・都市鉄道等利便増進法に基づく連絡線等の整備に対する補助として、平成17年度に都市鉄道利便増進事業費補助を創設した。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・令和4年度実績値は958kmであり、大きく落ち込んだ令和3年度から21km増加したものの、現時点においては、今後、新規開業等による相互直通運転の路線延長増の予定はなく、目標を達成する見込みが十分に立っていないことからBと評価した。
- ・目標未達は外部要因（既設線の運行計画変更）によるものであり、目標設定時点で想定されていた神奈川東部方面線（相鉄・東急直通線）開業による効果は既に発現しているところである。今後、外部要因等により相互直通運転の路線延長が増減することも考えられることから、引き続き本業績指標の動向については注視するとともに、本業績指標については交通政策基本計画の内容を踏まえながら、そのあり方について検討していく。

## 担当課等（担当課長名等）

担当課： 鉄道局都市鉄道政策課（課長 角野 浩之）